

犯 罪 の 調 節

小 河 滋 次 郎

刑法新學派の泰斗の一人である白耳義のプリンス教授は、犯罪なるものは世の文明に伴隨するものである、即ち文明の進むと同じ速力を以て犯罪もまた増加して行くものであると云ふことを唱へて居る。實際また文明各國の刑事統計に就て之を見ても、大體の上にこの説の誤りでないと云ふ事實を證明して居るのである。佛國然り、獨逸然り、墺國も伊太利も皆然りであつて、殊に我が帝國の如きは最も明確に世運の進展と共に年々益々犯罪増加の現象の著るしきものあること吾人の面前に曝露せられつゝある所である。今や我國に於ては司法官憲の手に刑事處分として取扱はるゝ輕重各種の犯罪件數、年々約六十萬の多きに達し、全國百何十個所かの大小の監獄に拘禁せられつゝある所謂在監囚なるもの、一日平均數約五萬五千乃至六萬人と稱せられて居る。この驚くべき計數以外になほ、犯罪があつても、起訴猶豫とか微罪不起訴とか刑の執行猶豫と云ふやうな名の下に監獄に拘禁せられずにするものも少くない、官憲に知られずに居るもの、知られても初めから不問に付せられて居るもの、犯罪あつて犯人の不明なるもの、何れの國何れの時代に於ても是等の數のまた甚だ多いと云ふことは想像に難からざる所であつて、若しこの隠れたる犯罪件數なりまた犯罪人員なりが悉く我が帝國犯罪統計の上に表示し得らるゝものと假定したならば、其夥

しきことに於て實に人をして驚心駭目には堪へざらしむることがあらう。或人は我が帝國に犯罪の著るしく多數であると云ふ悲むべきまた恥づべき現象を評して日本は犯罪の一等國であると謂ふて居るが、實際文明列強の中につて我國ほど比較的多くの犯罪者を有し而かも之れが驚くべき速力を以て増加しつゝある傾向を示して居る所は他に殆んど其の類がないと謂ふて宜い、光輝ある帝國の文明の面目に對しても洵に遺憾措く能はざる所である。

然るに眼を轉じて同じ文明國であり而も先進強國として其文明の進歩の最も目覺しきものある我が同盟英國の狀況如何を見るに、他の文明各國が年々益々犯罪增加の甚しき惡傾向あるに苦みつゝある間に立つて獨り一般の犯罪と共に殊に重罪犯とか常習性犯罪と云ふ様な格別に危險性を有する犯罪が年々遞減しつゝあるの事實を現はして居る。英國に於ても今より約四十年前にあつては全國を通じて一日平均五萬人内外の監獄拘禁囚を有つて居つたのであるが、文明の進歩と共に比年益々遞減して近く六七年以前には、在監者平均一萬六七千人となり、時局以來は更に激減して、なんでも最近歸朝した人の談に依れば、今日では僅に一萬人内外の平均數に過ぎざるべしと云ふことである。同じ文明國でありながら如何なればこそ彼我相比してかゝる相反すの甚しき現象を呈することであらうか、風教又は貧富の上に東西相懸隔するの大なるものあるが爲りこの結果あるを見るに至つた譯であらうか、これには固どより色々複雑せる關係又はファクトリあるを勿論なが、他の文明各國の共通的現象とも言ふべき犯罪增加の例に反して獨り英

國に於て……今の時局の場合は兎も角……比年犯罪遞減の傾向あるを見る所以の理由に就ては、私は大體の上から見て之を左の三つの要點に歸せしむることが能かると思ふ。

一、犯罪の最も重なる原因をなす所の經濟的關係即ち貧困又は生活難と云ふことに就て、英國に於ては、他の各國に卓絶して之を未前に防ぎまた既發に數ふ爲めの所謂社會的救濟制度其他の社會政策的施設なるものが遺憾なく完備周到して居ると云ふことの如きが即ち先づ第一に指を屈すべき所の要點である、犯罪の先驅が多くの場合に生活難である、少くも生活難の窮境にある多くの者が犯罪に陥るの危險性に富むの事實なるを免がれざる次第なるが、英國に於てはこの犯罪の先驅者候補者とも云ふべき各種の窮民敗殘者が平均常に百萬人内外と云ふ驚くべき數に於て何等かの適當なる社會的救濟保護の手に取扱はれて居るの實況である。犯罪軍に對する第一の關門が斯の如くに堅固に守備せられて居ると云ふ譯であるが故に英國に於て國民をして安眠せしむるを得るの偶然ならざるを知るべきである。

二、治罪制度の上に便宜起訴主義オボルフニティーフリントチックと法定起訴主義レガリーブリンチフ又は犯罪必罰主義との二つの種類があるが、英國に於ては他の歐洲大陸諸國の例に反して獨り便宜起訴主義を採用して而も之が他の各國に比類なき常識に富み世故に練熟せる法官の手に巧みに活用せられて居るのである。設令法律に違犯する謂ゆる犯罪行爲なるものがあるにしても、其犯罪者の人格又は境遇關係若くは犯罪行爲の性質及び之が社會に及ぼすの影響、尙ほ進んで之を處罰する必要の有無又は利害の大小如何等をも審査考量して、執法者の見込次第にて如何様

にも之を收拾斟酌し得る所のもの、これが即ち現に英國の採用して居る便宜起訴主義なるものゝ本領である。今の内閣の一員として敏腕を揮ひつゝあるエドワード・カーランの如き、彼が時局以前、かの愛蘭自治問題の非常に喧かましかつた當時、ウースター市に立籠つて政府當局に反抗せんとするの態度を取つたことは、誰の眼から見ても正しく一の謀反行爲が成立して居つたのである、然も賢明なる時の爲政當局者は之を法律に問ふことを敢てせず、罰するは罰せざるに比して國家の治安を紊るの虞ありとの理由の下に、世の盲議を排して終にカーランの身に一指をも觸れずに圓滿なる解決を見るに至らしめたと云ふ著例もある。便宜主義の英國なればこそかかる變通の措置を取り得たる譯であるが、必罰主義を採用する所の大陸諸國は勿論、この主義の一層悪用せられて居る我國などに於ては到底夢想にも及び能はざる所と謂はざるを得ぬ。法律の前には一點の情實を交ふるを容るさず、大義親を滅す若くは涙を揮つて馬稷を斬る、かやうな杓子定規の申條は便宜主義を採用する刑制の下には一向に其意味を爲さぬのであつて、之の通用せらるゝのは法定起訴主義の行はるゝ所に限る。然るに同じ法定主義にしても、佛獨其他の大陸諸國に於ては、到る所に陪審制度なるものゝ行はるゝことによつて常識的若くは道徳的機宜の調節作用の其間に活躍することが出來、従つてまた之が爲めに犯罪の際限なく滋生し増加するを防制し得らるゝ譯であるが、我國に於てはかかる調節機關の一も備るものなきが上に、而も往々にして世間から沒常識なりとの批難を免かれざる程の極端なる必罰主義の厲行あるを見るのみならず、他の文明諸國に於ては、犯罪の嫌疑の下

に所謂刑事被告人として取調べをなすの場合に、其身柄を拘束すると云ふ様なことは必須已むを得ざる例外として之を行ふの實況なるに反して、被告人と名の付く以上は少くも一旦は監獄にぶち込むことを以て原則であるかの如くに取扱はるゝと云ふのが即ち我が今日に於ける治罪手續上の事實であり、なほ此上にまた我國に於ては監獄萬能主義の下に懲役又は禁錮と云ふ様な所謂自由剝奪の刑が無闇に多く適用せられつゝあるのである。此くの如くにして我國に世界無比の多くの犯罪者々監獄拘禁の囚徒を見るに至るの決して偶然に非ざるを知ることが出来る。犯罪の多少を以て必ずしも一國風教の張弛をトし得べきではない、犯罪の一等國たるの名は決して以て誇りとなすに足らざるは勿論なるも然も之が爲に風教の點に於てまた最も墮落することを證明したものとして深く悲觀するにもあたらぬことゝ言へば言はるゝ次第なりと思ふ。兎に角、英國に於ては、量は少くとも質の上に極めて優秀を以て聞ふる司法官あり、陪審制度の運用の殊に各國に卓絶せりと稱せらるゝあり、之に加ふるに他に類例なき便宜起訴主義なるものゝ妙用の最も其宜しきを得るものありと云ふの結果が、犯罪の調節々疊を叩いて塵埃を出だすと一般なる犯罪をば社會保護本位の見地がら適當の程度に取捨安排し得るの必然なるを諒知すべきである。

三、以上の二つの理由の外に尙ほ英國の犯罪を豫防し減少せしめ得る所の最も主要なる原動力たるべしと認めらるゝ者は、犯罪の卵であり殊に最も恐るべき常習性犯罪なる者の先驅であり釀造元である所の謂ゆる遺棄少年又は不良少年をば其放浪的なる無監護状態より救濟し保護し教養し薰育する所の施設即ち感

化事業なるものゝ各國に冠絶して最も能く發達普及せるものありと云ふの一事が即ち是である。英國に於ては不良少年又は不良に陥るの處ある憐むべき悲境に沈める遺棄少年にして各種の感化教育的施設の下に在る所の者が平均常に四萬五千乃至五萬人の多さを占めて居る。而して其感化の好成績を收むるの場合は平均八〇%、世界的模範施設と稱せらるゝ倫敦市外レッドヒル感化院の如きは九三%と云ふ著しい良成績を現はして居る。少年又は青年にして、不良行爲に因り若し不幸にして刑事裁判の目的物として取扱はれ、其結果監獄内に所刑せらるゝと云ふ様なことになつたと爲たれば、十人が十人まで百人が百人まで殆んど全部の者が益々濃厚なる犯罪カラーニ色揚げして社會に擲り出さるゝに至ることを免がれぬのである。現に常習性犯罪者として絶へず社會に危害を加へまた監獄の定連として常に國家の負擔を重からしめて居る所の者に就て之を見るに、其百人中の九十人迄は、青少年時代に於て何等かの不良行爲あり而も之あるに當つて或は全く其爲すが儘に放擲せられ或は不幸にして直に官憲の手に取扱はれたるの結果、警察から裁判所、それから監獄の門を潜ると云ふ様な工合に輕々しく刑罰的處分を受くるに至つたと云ふことが、最も最初の動機になつて居ると云ふの事實を發見することができる。感化教育的施設の普及發達する所につては、此不良行爲のあつた最初の時機に於て、否な寧ろ其行爲の未だ實現せざる所謂不良に陥るの虞ありと認むる未前の機會に當つて、既に之に適當なる措置即ち教育の對象たる本質を保全するに必要なる教育保護の働きを全ふることが出来るが、之が施設の缺乏せる又は不完備なる所に於ては勢ひ之を放擲し

て顧みざるか若くは直ちに有害且つ不合理なる刑罰處分に其姑息の一時の彌縫策を求むるか、然らざれば
渺くとも其着手の時機を失する悔を貽すに至るは必然である。我國に於ては不良性の青少年と認むべき者
全國を通じて果してどの位あるであらうか正確なる統計表の據るべきものはないが、私の想像する所に依
れば少くも八萬人の數を下ることはないと信する、然るに實際感化教育の惠に浴して居る者幾何かと云ふ
に僅に二千人足らずの少數に過ぎぬ、總數に對する二分五厘、大部分の者は即ち全く遺棄狀態に放擲せら
れて居るか或は有害なる監獄所刑の下に益々黒變醜化せしめられつゝあるの實況である。かかる狀態の下
に我れに犯罪殊に恐るべき職業性又は習慣性犯罪の益々増加の傾向あること蓋し怪むに足らざる所であ
る。然るに英國に於ては既に前にも言ふが如く常に五萬内外の犯罪の卵が適質周到なる感化教育の施設の
下に片影をこゝめざる迄に粉碎し盡さしめられて居る、更に適切に之を言へば、犯罪者の代りに國家に
有用なる立派の兵卒職工農民其他凡の良國民が孵化せしめられて居る。英國にあつて文明の進歩と共に比
年益々犯罪殊に監獄拘禁者遞減の趨勢あるを致すに就て是等の事情の最も興つて力あるを知るべきであ
る。

犯罪は遺傳的である、或は人の稟性に固有せられたる必產物である、若くはまた社會的組織が持ち來ら
ず必然の現象であつて、人力の殆んど之を如何とも倣し能はざる所のものであるとの物質主義又は宿命論
は、固どより一部の眞理たるを失はざること勿論なるも、然も或る一派の學者の唱ふるが如くに自然萬能

主義……人力を以て犯罪を増減し伸縮し若くは改化矯正することの絶對的不可能なりと斷ずることは甚だ間違つて居る議論であると思ふ。上來述ぶるが如くに同じ文明國であつて、英國に犯罪の少くして我國に其驚くべく多數なるを見るが如き、確かに或る程度までは、人爲によつて犯罪を豫防し減少し得るものであると云ふの事實を證據立てゝ居るものと認めざるを得ぬ。英國流の便宜起訴主義が追々歐大陸諸國の刑事訴訟法の上に採用せられんとする兆候あるを看取する所なるが、我國に於ても早晚必ず大に現行制度の非を悟るに至るの機會あるべきを信する。社會的各種の救濟又は防貧施設の如きも、不十分ながら年々、幾分の進境あるを見る事、是れまた近き將來に必ず何等かの效果を持ち來らすの機會を見ることであらう。これらの方面に關すること、共に、我が刻下の國情に照して最も焦眉の急施を要し且つ其效果の極めて著るしきものあるを期待し得べしと信せらるゝ所のものは、不良青少年の感化事業なるもの即ち是れである。この事業に就ては、我國に於ても近年幸に多少社會の注目をこゝに惹くに至りたるが如しと雖も、然も大體の上より見て尙ほ甚だ幼稚の域にあることを免がれざること各地方に於ける幾多の感化院に收容せられつゝある者僅に二千人以下に過ぎずと云ふが如き事實より推して見てもまた之を知るべきである。但し所謂感化教育なるものは、必ずしも感化院と云ふやうな一定の建物あるを俟つて之を行ふに限つたものでない。感化院なくしても感化教育のあり得べきものである。即ち隨時隨所に吾々の普通家庭に於ても確實有效に之を行ひ得る筈のものであつて、實ろ家庭教育の缺陷不備を補充し助成するを以て本領とする

感化教育の上から言へば、成るべく一個人の家庭に於て之を行ふやうに努めることが理想に適した遣り方であるのである。少くも感化教育を行ふ機關としては家庭と感化院との二つのものゝ相併用せらるべきことを要する次第であつて、例へば我國に於て感化院に收容せられつゝある者二千人ありとせば、尙ほこの以外に略ぼ同數若くは其以上の者が普通家庭に於て感化教育の惠に浴して居らねばならぬのである。我が斯業活動の上に、吾々普通の家庭が全く閑却して顧みられて居らぬと云ふことは一大缺點であり、また見方によつては、吾々一般の家庭に對しての一大侮辱であるとも言ふことが出来る、蓋し不良少年の感化を托すのに足ると認むべきの家庭は固こより信仰的道徳的亦知識的に或る一定の條件を具備せねばならぬ譯であるが、結局良き市民良き國民としての資格ある家庭なれば、以てこゝに青少年の薦育を托するに十分なりと認めて不可なしである。何ぞ必ずしも宗教家や教育家の家庭のみならんや、苟くも麗しき宗教の信仰あり、圓滿なる團樂生活の下に和氣の駘蕩たるを見るの家庭なれば竹の柱に葦の屋根のいぶせき賤の伏屋と雖も直ちに以て感化教育を托するの場所となすことが能かる譯である。我國に於ても若し斯業の上に大に家庭を利用するの方針を以て之を求むる所あるに於ては、到る所に適當なる家庭を見出すこと決して至難でないと思する。宗教家や教育家の家庭の如きの最も妙なるは勿論なるが、この他に於ても、特に兒童の教化に深き趣味を有する有志者の良家庭と云ふやうなものも必ず少くない事であらう。理想的良家庭を選ぶにベストを竭すの必要あるは言ふを俟たぬ所なるが、然も私の見る所に依れば、或る場合に於ては、家庭

關係の上に多少の缺點あるも、例へば主人公の素行に多少の非難あるを免れずとするも、又は主婦が幾分か虛名を好むの癖ありとするも、若し他に之を補ふて餘りある美德の存するものありと認め得らるゝ事情ありとなれば、この家庭に不良少年の感化を托すること亦た敢て妨げなきのみならず、之を托するが爲めに或は反て主人又は主婦を反省自修せしむることによつて益々當該家庭の品位繁榮を向上せしむるの效果あるを期待し得るであらう。極端なる意見なりとの非難もあらうが、詰り毒を以つて毒を制するの手段であつて、恰も或る疾病に對して之が豫防的又は對症的に或る毒素の血清注射をなすが如きものと見て宜いと思ふ。勿論良家庭に取つては、不良少年の感化を引受けると云ふが如きことの、この上もなき迷惑至極のことであるのは言ふまでもない、併し實際不良少年など、稱せらるゝ者に接して其眞相を調べて見ると非常な危險性を備へて居る者と云ふが如きは極めて稀有であつて、最多數の者は一般の子供に通有する所に同じ様な長所も缺點も備へて居る可愛らしい者であると言ふて宜い、少くとも教育者又は其家族に危害を加ふるの虞ありと云ふが如きことはない、またかかる虞ある所の者は家庭感化に適せぬ者であるが故に之を普通の家庭に委托するやうなことはない筈である。中流以上の家庭としては宜しく多少の迷惑は國家の公利公益の爲めに之を忍び君國に對するソシヤール、サービスの一端として進んで之に任ずるの覺悟を持つに至らしめたいものである。犯罪の一等國たる我が帝國の不面目を一掃する必要の上から之を見ても、今日に於て先づ社會的大動員の下に感化教育の普及を計ること最も機宜を得たるものであると信する(完)